○海上保安庁告示第十九号

デジタル選択呼出装置を使用した遭難警報の受信等を行うことができる海上保安庁所属の海岸局の通信圏等についての一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年六月十日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

デジタル選択呼出装置を使用した遭難警報の受信等を行うことができる海上保安庁所属の海岸局の通信圏等についての一部を改正する告示

デジタル選択呼出装置を使用した遭難警報の受信等を行うことができる海上保安庁所属の海岸局の通信圏等について（平成五年海上保安庁告示第百十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

一　中短波帯の電波を使用する海岸局

海岸局の名称	識別信号	使用する電波	通信圏
小樽（第一管区海上保安本部）	海岸局識別〇〇四三一〇〇一〇 呼出名称ほっかいどうほあん （ＨＯＫＫＡＩＤＯ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ）	デジタル選択呼出装置用 二、一八七・五kHz 無線電話用 二、一八二kHz	北緯四五度三〇分五二秒東経一四一度五六分六秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ九二度、二六四度に引いた線以南の部分を除く。）、北緯四三度一九分四九秒東経一四〇度三一分二三秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ二一二度、三二二度に引いた線以東の部分を除く。）、北緯四三度九秒東経一四四度五二分四三秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ九度、二〇九度に引いた線以西の部分を除く。）、小泊岬北灯台（北緯四一度八分一七秒東経一四〇度一五分二五秒）から二七四度に引いた線、尻屋埼灯台（北緯四一度二五分四九秒東経一四一度二七分四四秒）から九〇度に引いた線、襟裳岬灯台（北緯四一度五五分三三秒東経一四三度一四分三八秒）から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域
塩釜（第二管区海上保安本部）	海岸局識別〇〇四三一〇〇二〇一 呼出名称しおがまほあん （ＳＨＩＯＧＡＭＡ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ）	デジタル選択呼出装置用 二、一八七・五kHz 無線電話用 二、一八二kHz	北緯四〇度二九分三二秒東経一四一度三六分三九秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ六八度、一一八度に引いた線以西の部分を除く。）、北緯三八度一八分四〇秒東経一四一度三一分三五秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点から六五度に引いた線以南であって同地点から一五八度に引いた線以東の部分。）、尻屋埼灯台（北緯四一度二五分四九秒東経一四一度二七分四四秒）から九〇度に引いた線、福島県と茨城県の境界線が海岸線と交わ

改正前

一　中短波帯の電波を使用する海岸局

海岸局の名称	識別信号	使用する電波	通信圏
小樽（第一管区海上保安本部）	海岸局識別〇〇四三一〇〇一〇 呼出名称ほっかいどうほあん （ＨＯＫＫＡＩＤＯ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ）	デジタル選択呼出装置用 二、一八七・五kHz 無線電話用 二、一八二kHz	北緯四五度三〇分五二秒東経一四一度五六分六秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ九二度、二六四度に引いた線以南の部分を除く。）、北緯四三度一九分四九秒東経一四〇度三一分二三秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ二四五度、三二二度に引いた線以東の部分を除く。）、北緯四三度九秒東経一四四度五二分四三秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ九度、二〇九度に引いた線以西の部分を除く。）、北緯四一度四四分四七秒東経一四〇度四二分三七秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ二五九度、二八三度に引いた線以東の部分を除く。）、小泊岬北灯台（北緯四一度八分一七秒東経一四〇度一五分二五秒）から二七四度に引いた線、尻屋埼灯台（北緯四一度二五分四九秒東経一四一度二七分四四秒）から九〇度に引いた線、襟裳岬灯台（北緯四一度五五分三三秒東経一四三度一四分三八秒）から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域
塩釜（第二管区海上保安本部）	海岸局識別〇〇四三一〇〇二〇一 呼出名称しおがまほあん （ＳＨＩＯＧＡＭＡ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ）	デジタル選択呼出装置用 二、一八七・五kHz 無線電話用 二、一八二kHz	北緯四〇度二九分三二秒東経一四一度三六分三九秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ六八度、九五度に引いた線以西の部分を除く。）、北緯三九度一六分二五秒東経一四一度五三分二〇秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ六七度、一一九度に引いた線以西の部分を除く。）、北緯三八度一八分四〇秒東経一四一度三一分三五秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点から九六度に引いた線以南であって同地点か